

改定前(令和6年4月)	改定後(令和6年11月)	改正内容
<p style="text-align: center;">情報共有システム試行要領</p> <p>6. 情報共有システム利用料            情報共有システムを利用する監督員等及び受注者の費用は、建設工事においては共通仮設費の率分に含まれる。設計業務等においては必要となる経費は設計変更の対象とする。利用料金は情報共有システムの登録料及び使用料である。</p>	<p style="text-align: center;">情報共有システム試行要領</p> <p>6. 情報共有システム利用料            情報共有システムを利用する監督員等及び受注者の費用は、建設工事においては共通仮設費の率分に含まれる。設計業務等においては、<b>各積算基準によるものとし、率分に含まれない場合は、</b>必要となる経費は設計変更の対象とする。利用料金は情報共有システムの登録料及び使用料である。</p> <p>改定履歴  <b>令和6年11月 1日：6. 情報共有システム利用料の内容を修正。</b></p>	<p>内容修正</p> <p>改定履歴追記</p>

改定前(令和6年4月)	改定後(令和6年11月)	改正内容
<p style="text-align: center;"><b>情報共有システムの試行に関する特記仕様書</b></p> <p>6. ASPを利用する監督員等及び受注者の費用は、建設工事においては共通仮設費の率分に含まれる。設計業務等においては必要となる費用は設計変更の対象とする。利用料金は情報共有システムへの登録料及び使用料である。</p>	<p style="text-align: center;"><b>情報共有システムの試行に関する特記仕様書</b></p> <p>6. ASPを利用する監督員等及び受注者の費用は、建設工事においては共通仮設費の率分に含まれる。設計業務等においては、<b>各積算基準によるものとし、率分に含まれない場合は</b>、必要となる費用は設計変更の対象とする。利用料金は情報共有システムへの登録料及び使用料である。</p>	<p style="text-align: center;">内容修正</p>